

那覇広域都市計画道路及び 那覇広域都市計画都市高速鉄道の 都市計画変更（案）の概要説明

案件：那覇広域都市計画道路
9・7・1号 沖縄都市モノレール

那覇広域都市計画都市高速鉄道
1号 沖縄都市モノレール

沖縄都市モノレールの変更（案）について

1. 都市計画の概要

2. 計画道路及び都市高速鉄道の整備の背景
3. 都市計画変更（案）
4. 都市計画変更に向けた手続き

1-1 沖縄県の都市計画区域

都市計画区域 (都市計画法第5条)

- 健康で文化的な都市生活および機能的な都市活動を確保するために、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する区域のことで、都市計画法により定められます。
- 都市計画区域内では、都市計画法に基づく土地利用や道路などの施設に関する様々な都市計画が策定されます。

● 那覇広域都市計画区域 (11市町村)

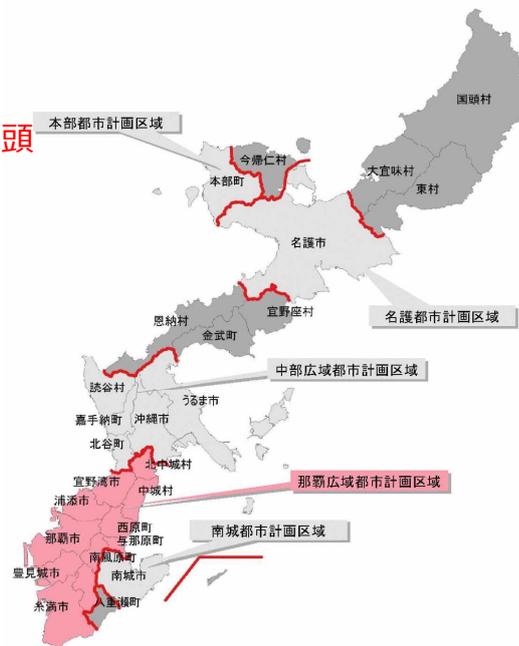
那覇市、宜野湾市、浦添市、糸満市、豊見城市、北中城村、中城村、西原町、与那原町、南風原町の全域、八重瀬町 (具志頭地域を除く)

● 中部広域都市計画区域 (5市町村)

沖縄市、うるま市、嘉手納町、北谷町、読谷村

● 他5つの都市計画区域

南城都市計画区域、名護都市計画区域、本部都市計画区域、宮古都市計画区域、石垣都市計画区域



1-2 都市計画施設の概要

都市において、道路、公園、下水道などの公共施設は、私たちが安全で快適かつ機能的な日常生活や産業活動を行う上で必要不可欠な公共施設です。

都市計画では、このうち必要なものを都市計画に定めます。

今回対象

交通施設

- ・ 道路
- ・ 都市高速鉄道
- ・ 駐車場など

公共空地

- ・ 公園
- ・ 緑地
- ・ 広場など

供給処理施設

- ・ 下水道
- ・ 汚物処理場など

その他の施設

- ・ 水路
- ・ 市場、火葬場など

1-2 都市計画道路

都市計画道路：都市計画区域内の市街地における機能的な道路網を形成し、安全で快適な歩道空間、ゆとりある都市空間の形成を図るための都市計画施設です。

- **道路の機能**：交通、市街地形成、上下水道等を収容する空間
- **道路の種類**：交通機能に着目し4つの種別を設定。これらの組み合わせで道路機能を発揮。

自動車専用道路

- ・ 高速道路
- ・ 一般自動車道など専ら自動車の交通

幹線街路

- ・ 主要幹線道路
- ・ 幹線道路
- ・ 補助幹線道路

区画街路

- ・ 宅地の利用のための道路

今回
対象

特殊街路

- ・ **都市モノレール専用道(都市高速鉄道と同じ範囲となる)**
- ・ 歩行者専用道、自転車専用道など

4

1-3 都市計画決定について

① 都市計画決定とは

- 都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備などに関する計画のことです。
- 計画を定めるときは、都市計画法に基づく手続きが必要となります。

② 都市計画決定がされると

- 都市計画決定がされると、都市計画制限が働き、その区域内においては、建築行為等に一定の制限が加えられます。
- 都市計画制限は、将来の事業の円滑な施行を確保するために行われるものです。

③ 具体的な土地利用の制限

都市計画施設の都市計画決定を行うと、その区域内で建築物の建築を行う場合は、県知事等の許可が必要です。(都計法53条)

【許可基準(都計法54条)】

(ア) 2階以下で地下を有しない建築物

(イ) 木造、鉄骨、コンクリートブロック等の構造部の建築物

また、都市計画事業の事業認可の告示(都計法62条)があった後においては、53条制限より厳しい規制が行われます。(都計法65条)

5

沖縄都市モノレールの変更（案）について

1. 都市計画の概要

2. 道路及び都市高速鉄道の整備の背景

3. 都市計画変更(案)

4. 都市計画変更に向けた手続き

2-1 計画位置

【沖縄県決定】 道路及び都市高速鉄道の一部変更

